

告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業地域

さいたま市見沼区膝子地内ほか

四 作業期間

令和六年六月十三日から令和六年十月三十一日まで